

相続ってどう準備 すればいいの？

第7回

来るべき相続への準備
— 暦年贈与と相続時精算課税 —

2024.2.29

小川FP・行政書士事務所

あいちライフサイクルマネー

小川 佳宏

お父さんが万が一の時に備えて何から準備しておけばいいのかしら？

今、一度、お父さんに万が一のことがあった場合、うちはどれくらい相続税かかるのかしら？



数字がないと何とも言えないけど、相続税の早見表でざっくりとつかんでおくといいわよ。

そうね。ちょっと難しいのは土地と非上場株式の評価だったわね。土地は路線価でだいたいわかるけど、非上場株式はいろいろ方法あったのは覚えているけど自分では計算無理。

そこだけ専門家に聞けば計算してくれるけど、まずは決算書の簿価純資産でみておいて土地の時価だけ考慮するくらいでもいいかもね。純資産価格方式という方法ではちょっと高めにできるかもね。

そうね。それでとりあえず概算するわね。そうすると、ウン百万円もかかるのね。

もっと少なくしたいなら、生前贈与って方法が一番簡単ね。暦年贈与と相続時精算課税っていう方法があるのよ。



お父さんが万が一の時に備えて何から準備しておけばいいのかしら？

難しい言葉ね。何それ、いったい？

暦年贈与は毎年、もらう人単位で110万円までは贈与税なしで申告もなしでお金を贈与できるのよ。貴方の家、子供さん2人でしょ。家族で3人だと330万円*年数分、将来、相続税がかからずに移転できるのよ。

こつこつ毎年少しづつ贈与していくのね。この間、新聞で持ち戻しが7年になる、とか書いてあったけど何あれは？私に影響あるの？

もちろん、あるわよ。ご主人が万が一の時から遡って7年前に贈与した分までは、相続財産に戻して相続税計算するよ、っていう法律。もっとも今は、段階的に3年から徐々に7年に延長されていく途中なのよ。

じゃあ、お父さん、いつ万が一の時を迎えるかわからないから、少なくとも7年より前に贈与しておくことが必要ってことよね。相続税計算上、足し戻しされないためには。

ピンポン、よく理解でききているわね。それと、も一つの方法で相続時精算課税という方法があるわよ。これだと、相続の7年以前に関わらず、110万円までは無税で贈与できるの。でも、もらう人が選択して税務署に届け出る手続きがいるの。



お父さんが万が一の時に備えて何から準備しておけばいいのかしら？

じゃあ、こちらの相続時精算課税という方法のがいいんじゃない、単純に。

そういう人もいるし、そうでない人もいるし。2500万円超えると超えた分は20%の贈与税を一旦、支払っておいて相続税から減らせるの。損得計算はきちりしないとわからないわね。

何かちょっと考えてもいいかもね。要は贈与税と相続税全体で考えてお父さんから私たちに
お父さんの資産を移せるかということでしょ。高い相続税率より低い贈与税率で贈与してお
くってことでしょ、きっと。

すごいわね、あなた。よく理解しているわね。そのとおりよ、でも、世の中税金で回って
いるわけではないから、ご主人の考えもしっかりと聞いておかないとだめよ。

そうね、その前に自分が事故で亡くなるかもしれないし。健康でいられればお金は何とかなる
んじゃない、だって、これまで一生けん命働いてきたし。

ブブー、またそれ。ちょっと危険ねその考え。きちんと、贈与と相続をご主人とまじめに
考えた方がいいわよ。私、FPと行政書士なのでちょっとはお手伝いできるのよ。



本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ ざっくりでいいので、ご自分が万が一の時のご家族が負担する相続税額を知っておきましょう。
- ✓ 生前贈与には①暦年贈与と②相続時精算課税があり、賢く利用することでかなり相続税を節税することができます。
- ✓ 令和5年税制改正で①は改悪、②は改正になり、生前贈与と相続を一体で考えてプランニングをする必要が今まで以上にでてきました。専門家に相談しながら考えましょう。

相続税早見表

相続人 遺産総額	配偶者 +子1人	配偶者 +子2人	配偶者 +子3人	子1人	子2人	子3人
4000万円	0	0	0	0	40	0
5000万円	40 (0)	10 (0)	0 (0)	160	80	20
6000万円	90 (0)	60 (0)	30 (0)	310	180	120
7000万円	160 (0)	113 (0)	80 (0)	480	320	220
8000万円	235 (0)	175 (0)	137 (0)	680	470	330
1億円	385 (0)	315 (0)	262 (0)	1,220	770	630
2億円	1,670 (668)	1,350 (540)	1,217 (487)	4,860	3,340	2,460

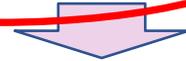
1. 法定相続分により相続した場合の相続税額。遺産総額は基礎控除を差し引く前の課税価格の合計額。
2. ()内は、配偶者の税額軽減(1.6億円まで非課税)を最大限適用するために、法定相続割合によらず相続した場合の相続税額。

プラスの財産を減らす方法 ～生前贈与～

プラスの財産を減らしてできるだけ節税することもできます。

ステップ3 亡くなられた方（又は、生前の方）の正味財産を算出します。

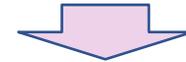
プラスの財産	非課税 財産	マイナスの財産
--------	-----------	---------



ステップ4 相続開始時から3年以内の生前贈与を加算して、「課税価格の合計額」を算出します。

プラスの財産	3年以内贈与 (※)
--------	---------------

持ち戻し



ステップ5 「課税価格の合計額」から「基礎控除」を控除して「課税遺産総額」を算出します。

課税遺産総額	基礎控除	3000万円+600万円*法定相続人数
--------	------	---------------------

- ✓ 110万円以内でも3年以内(7年へ)の暦年贈与金額は加算します。(孫への増加は加算不要)
- ✓ 基礎控除以下の「課税価格の合計額」であれば、相続税はかかりません。

$$\text{基礎控除} = 3000\text{万円} + 600\text{万円} * \text{法定相続人数}$$

- ✓ 民法上は養子の人数制限はないが、相続税法上は制限があります。
1) 実子がいる場合：1人のみ、 2) 実子がない場合：2人まで
- ✓ 相続放棄しても法定相続人数には含めます。

暦年贈与で節税を考える

暦年贈与と相続の組み合わせでトータルで税額を計算して、節税効果を高めることもできます。

前提：家族構成 父、子2名、財産60歳で15,000万円、25年贈与後、死亡

生前贈与なし

暦年贈与110万/年

暦年贈与250万円/年

相続財産

15,000万円

税額

相続税：**2,620万円**

$= (15,000 - (3,000 + 600 * 2)) * 40\% - 1700$

生前贈与

5,500万円

(110万円*2人*25年)

相続財産

9,500万円

税額

贈与税： 0円

相続税：**1088万円**

$= (9,500 + 660(\text{持戻}) - (3,000 + 600 * 2)) * 30\% - 700$

生前贈与

12,500万円

(250万円*2人*25年)

相続財産

2,500万円

税額

贈与税：**700万円**

$= (250 - 110) * 10\% * 2 * 25$

相続税： 0万円

$= (2,500 + 1500(\text{3年分持戻}) - (3,000 + 600 * 2)) * 30\% - 700$

0

8

生前贈与の2つの方法 ～暦年贈与 v.s. 相続時精算課税～

項目	暦年贈与（改悪）	相続税精算課税（改正）
贈与者（あげる人）	誰でも可	贈与年の1.1時点 で60歳以上の親、祖父母
受贈者（もらう人）	誰でも可	18歳 以上の子、または孫
非課税枠	受贈者単位：110万円/年 (110万*5人=550万円にはならない)	贈与者単位：2500万円(全部で) (父からの贈与は相続税精算課税制度、母からの贈与は通常の暦年課税可能)
届け出、申告	不要（ 契約書等で証拠 を残す） 110万円以下なら申告不要	受贈者が「相続時精算課税選択届出書」選択 (暦年贈与に戻れない) 贈与時（都度）、相続時に申告必須
贈与税率	10%~55% 一般贈与税率 18歳 以上 特例贈与税率（やや低い）	2500万円を超えた時点で超えた分につき 一律20%
相続税との関係	相続3年以内 の贈与は、 贈与時の時価 で相続財産に加算する。 支払った贈与税は相続税額から控除	すべての贈与財産を贈与時の時価 で加算する。支払った贈与税は相続税額から控除 「課税の先送り」 に過ぎない (相続税がないは早期に贈与する意味はある)
併用	結婚・子育て資金の一括贈与 教育資金の一括贈与 住宅資金贈与 小規模宅地の評価減の特例 ⇒併用可能	左記 ⇒併用不可能

持戻期間が7年
になった

110万円以下の
贈与なら申告不
要になった

相続4~7年以内
100万円控除
(おまけ)

毎年110万円までは相続財産に
加算せず、実質的に暦年贈与と
同じ非課税枠を持つことになる

どちらの方法がいいのか？

暦年贈与時の注意点

- ✓ 複数人からもらっても **受贈者単位で110万円/年**を超えると贈与税がかかり、**受贈者自身が申告**する。
- ✓ 贈与者単位で、**歴連贈与**、**精算課税**を選択できる。
- ✓ 銀行振込にして**贈与した証拠**が残るようにする。
- ✓ **贈与契約書**を贈与者、受贈者の間で**都度**、交わす。
- ✓ **通帳**、**印鑑**は**受贈者が保管**する。（=名義預金にしない）
- ✓ 定期贈与にならないように、**時期**、**金額**を**変更**する。
- ✓ 信託銀行と暦年贈与信託契約をする。（贈与契約書の手間の削減と、定期贈与リスク軽減、税制適格商品ではない）
- ✓ 亡くなる**3年前の贈与**は**110万円以内でも相続税加算**されるので、長い期間、複数の相続人の同意をとって贈与する。**令和6年（2024年）1月1以降の贈与から7年前に延長される。これは改悪方向。**



相続税精算課税の注意点

- ✓ トータルで見た時のメリット、デメリットを理解した上で行うこと。（**選択後は暦年贈与に戻れない**）
- ✓ **相続税がかからない**、または**少額なら**、**早めに贈与**してもらい有効にお金を使うこともあり。
- ✓ 課税総資産額は、本制度を利用した贈与財産を加算しても**基礎控除の範囲内**であるか。その場合は利用する価値はある。
- ✓ 不動産や有価証券で相続時に時価が大幅に上がらない限り、節税の効果はあまり期待できない。（精算時には贈与時の時価を使用するため）
- ✓ 他の非課税贈与の制度が利用できないか検討する
- ✓ 被相続人に宅地がある場合、**小規模宅地の評価減が利用できない**デメリット金額と比較したか。
- ✓ **令和5年税制改正で使い勝手が大きく改善されたので利用価値をよく検討すること。**



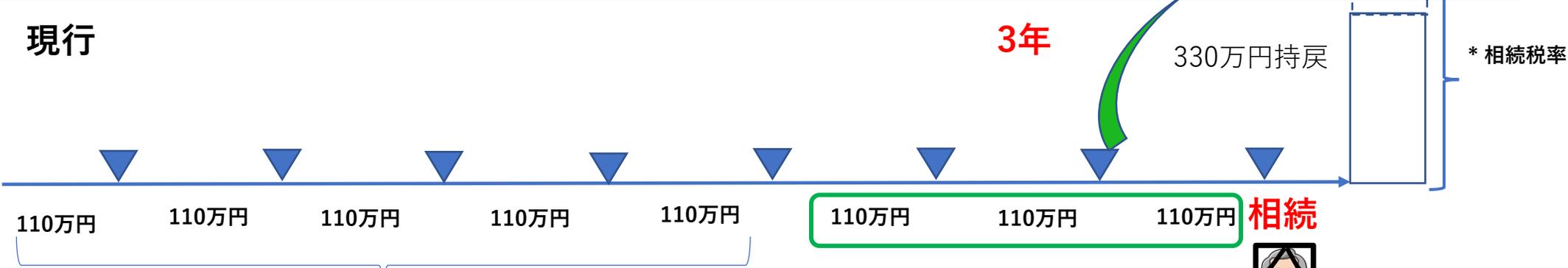
暦年贈与は改悪の方向

持ち戻し期間が3年から7年に延長され暦年贈与は増税の方向です。相続前7年以前に贈与すると相続財産に足し戻されることがありませんので、計画的な贈与が相続財産をへらすには有効です。



現行

暦年贈与で
110万円/年



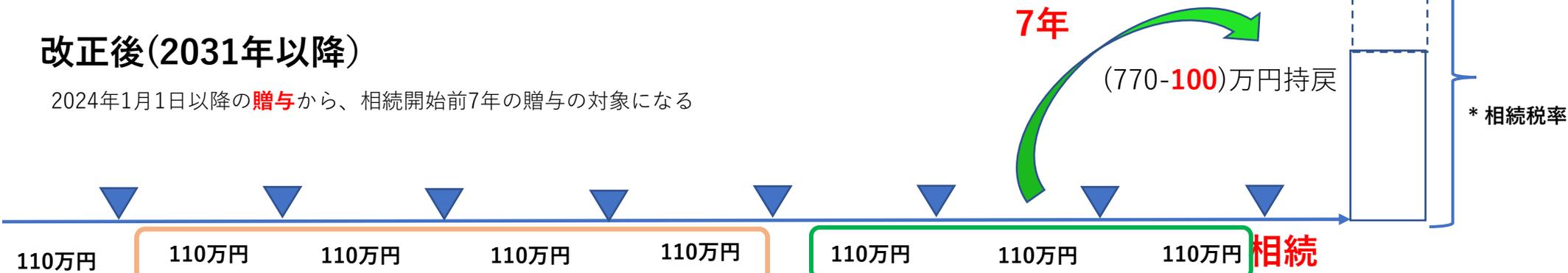
暦年贈与の基礎控除の範囲内であり非課税で贈与が完結し、確実に相続財産を減らすことができる。
但し、名義預金では認められない。110万円内であれば贈与税申告不要。



改正後(2031年以降)

2024年1月1日以降の贈与から、相続開始前7年の贈与の対象になる

暦年贈与で
110万円/年



110万円
非課税

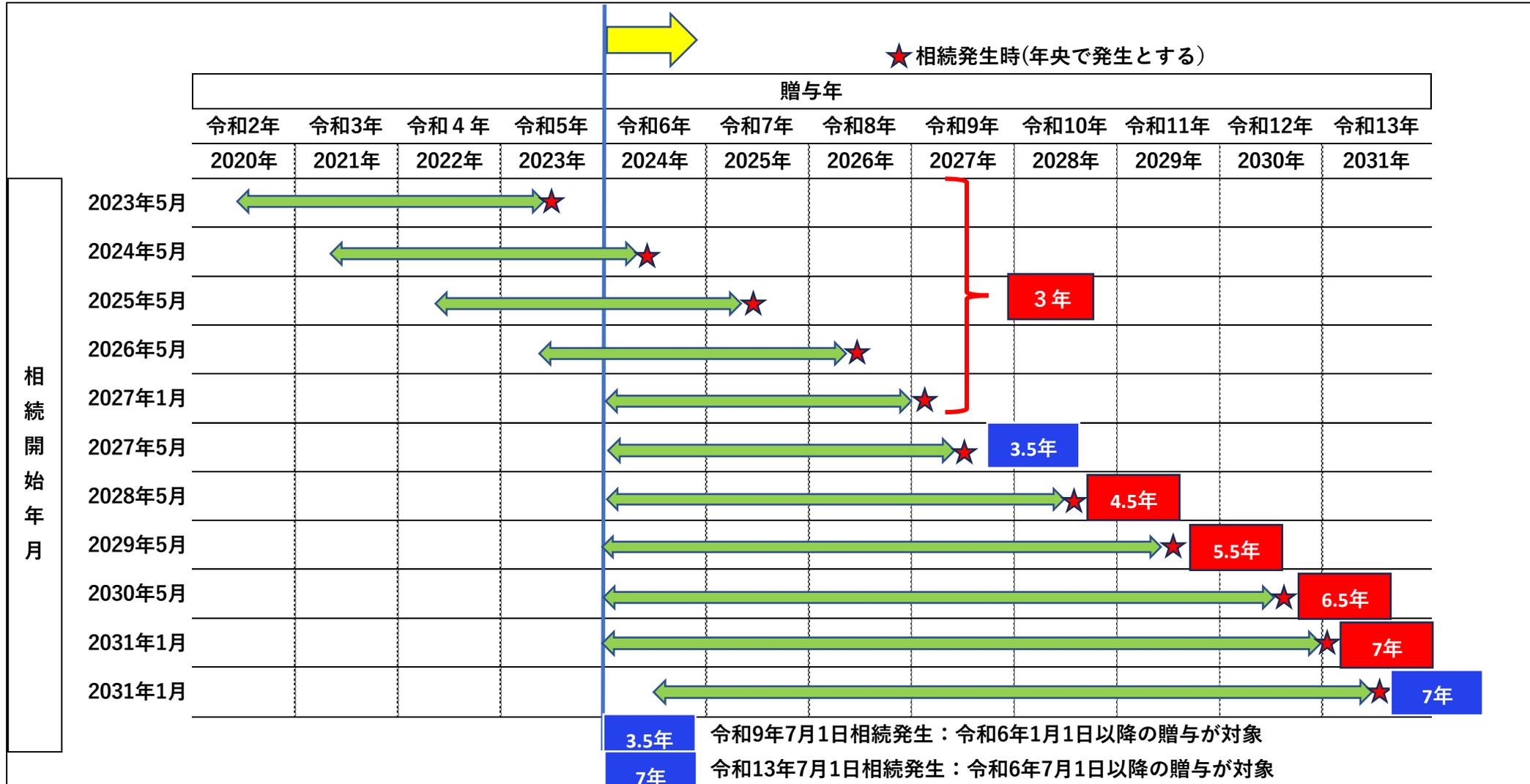
持ち戻し期間が7年に延長される。4-7年前の贈与については
100万円減額できる（おまけ）110万円内であれば贈与税申告不要。

従来と同じ加算



暦年贈与は改悪の方向

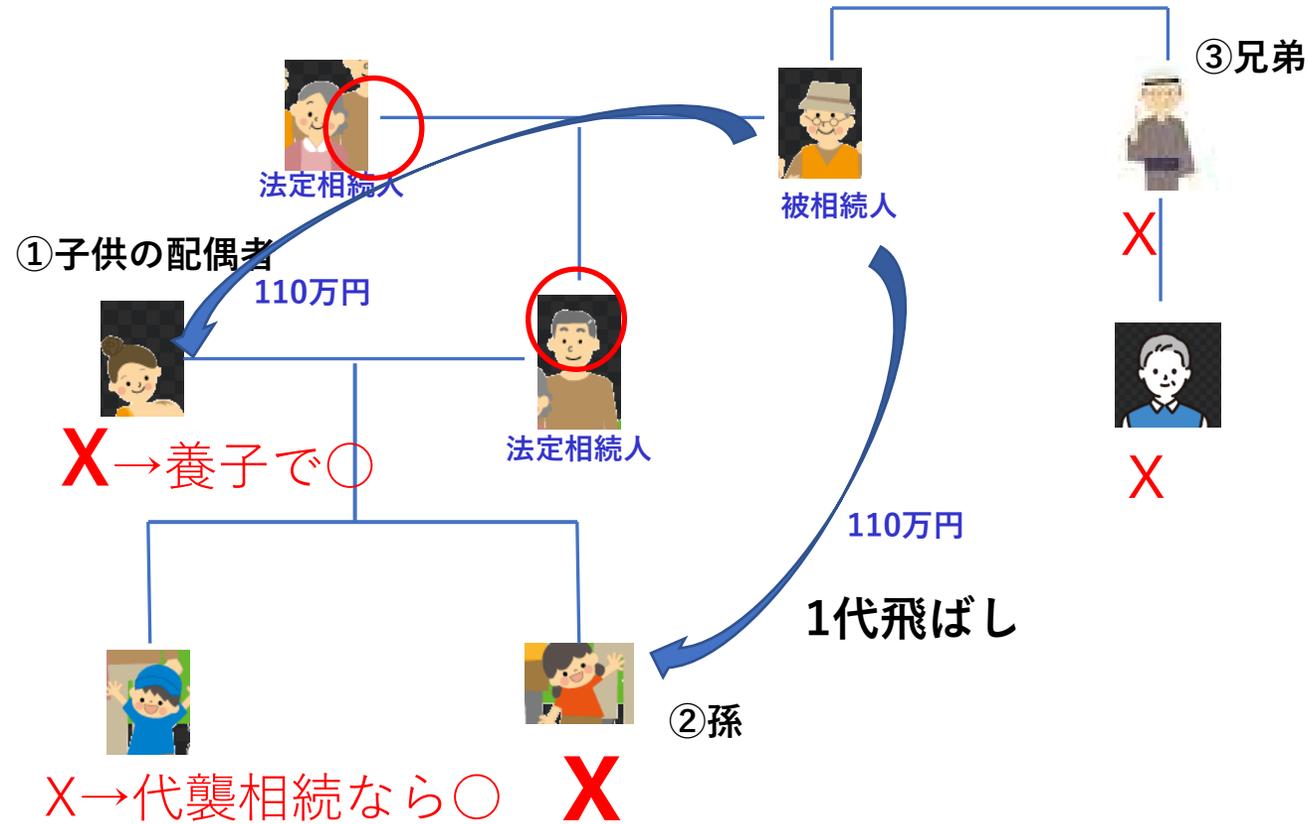
2024年1月の贈与から適用され、持ち戻し期間が徐々に増え2031年1月の贈与からフルに7年持ち戻しになります。



2024年1月1日以降の相続から、突然、7年前の贈与が生前加算されるという意味ではないので注意。

暦年贈与の持ち戻しの対象者は誰？（変更なし）

「相続又は遺贈により財産を取得した者」でないことが必要です。従い、『法定相続人ではない「孫」や「子の配偶者」』などが受けていた生前贈与財産は、一切持ち戻し対象になりません。



○ 持戻対象になります

X 持戻対象外ですので生前贈与は効果は大きい

✓ 「相続又は遺贈により財産を取得」する人に該当しない場合、暦年贈与は持ち戻しがないので有効な相続財産を下げる効果がある。

①子供の配偶者

②孫

③兄弟

節税効果大

✓しかし、将来的にルールが変わり、持ち戻し対象になるかもしれない。（特に孫）

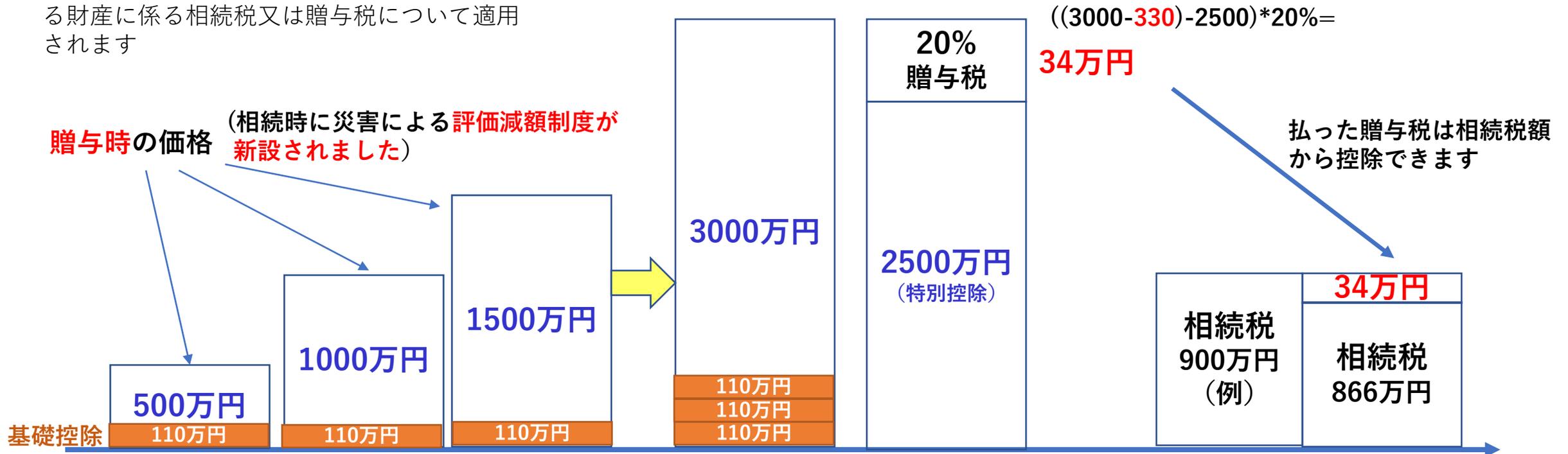
✓孫が遺言書で財産をもらったり、生命保険金を受け取ると、生前贈与加算の対象になる

相続時精算課税は改正

①年110万円の基礎控除(暦年贈与とは別)が新設され、②相続発生時に基礎控除分は加算しないので減税方向です。

令和6年(2024)1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます

贈与時の価格 (相続時に災害による評価減額制度が新設されました)



$$((3000-330)-2500)*20\%=$$

34万円

払った贈与税は相続税額から控除できます

- ✓110万円以下の贈与は申告不要になりました。
- ✓取得した財産から毎年110万円の基礎控除後の贈与価額を相続財産に加算して相続税を計算します。

2670万円加算

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします。

◆ 家族信託支援

家族信託契約、移行型任意後見契約を作成をします。

● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー